

四国電力伊方原発3号炉運転差止仮処分命令申立抗告事件

(原審：令和2年(ヨ)35号)

抗告人 XXXXXXXXXX 外6名

相手方 四国電力株式会社

## 上申書

令和3年11月24日

広島高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士 胡 田



同弁護士 河 合 弘 之



抗告人らの令和3年11月18日付即時抗告申立書に係る即時抗告理由書の提出期限について、令和4年1月7日まで延長させていただきたく、上申する。

すなわち、即時抗告理由書の提出は抗告の提起後14日以内にしなければならないとされている(民事保全規則6条、民事訴訟規則207条)ところ、本件は、主張や争点の内容、証拠の分量及び原審での審尋期日の経過などから明らかなように、通常の訴訟と同等又はそれ以上に十分な検討を要する事件である。

そこで、即時抗告理由書の提出期限を抗告提起後14日以内ではなく、通常の訴訟における控訴理由書の提出期限と同様の50日以内(民事訴訟規則182条参照)、すなわち、令和4年1月7日までに延長させていただきたく上申する。

以上